

中部運輸局自動車交通部

令和2年3月25日14時00分 発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部自動車監査官

岡田、大石、金森 TEL 052-952-8038

中部運輸局 三重運輸支局輸送・監査担当

久世、榊原 TEL 059-234-8411

同時発表：三重県政記者クラブ

貸切バス事業者を事業停止処分

中部運輸局は、先の監査において法令違反を指摘し是正指導を行った事業者に対し、一定期間後に改善状況等を確認する“指摘事項確認監査”を実施しています。

今般、指摘事項確認監査において、是正指示に対する改善が確認できなかった下記事業者に対し、事業停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の住所、氏名又は名称並びに営業所名

事業者名：丸山運送株式会社（代表取締役 堀岡 孝）

住 所：三重県伊賀市栢川82-10

営 業 所：本社営業所（三重県伊賀市栢川82-10）

2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和2年3月25日

処分内容：① 事業停止処分（3日間）※1

② 車両使用停止処分40日車（4両を10日間）

③ 文書警告

3. 監査端緒

必要な員数の運行管理者が確保されていない等の法令違反の疑いがあったため。

4. 主な違反内容及び違反条項

（1）必要な員数の運行管理者を選任していなかった。

（旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第1項）

（2）特定の運転者（初任運転者）に対する運転適性診断（初任診断）を実施していなかった。

（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項）

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 4点
- ・当該事業者が付された累積違反点数 4点

※1 「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準及び旅客自動車運送事業者の法令違反 に対する行政処分等の公表基準について」(平成28年11月30日付け中運局公示第82号。以下、「処分基準」という)記I 4.(1)③及び同4.(11)に基づき、是正指示に対する改善が確認できなかった場合、3日間の事業停止処分を付加